



厚生労働省発保第0831001号
平成17年8月31日

中央社会保険医療協議会
会長 土田 武史 殿

厚生労働大臣
尾辻 秀久

諮問書

(制限回数を超えて受けた診療の選定療養への追加について)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条の3第7項の規定に基づき、健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年厚生省告示第236号）及び老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第251号）を別紙1及び2のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙1

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養

現 行	改 正 案
一～十五 (略)	一～十五 (略) 十六 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 <u>(平成六年厚生省告示第五十四号) によりその費用が算定される回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの</u>

別紙2

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養

現 行	改 正 案
一～十四 (略)	一～十四 (略) 十五 <u>老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）によりその費用が算定される回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの</u>